

令和5年（ネ）第1113号 解約料条項等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

原告第7準備書面

令和6年12月/6日

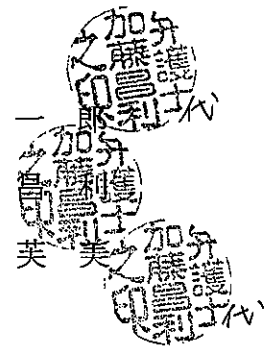
神戸地方裁判所 第2民事部合議C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 内 橋 一

弁護士 加 藤

弁護士 谷 口 美



第1 争点

披露宴の1年6か月も前に契約し、翌日に解約した場合でも20万円もの解約金を徴収するという条項は不当である。1年6か月前の解約料を20万円とする合理的根拠はなく、同業他社との対比でも突出した高額である。この裁判で、原告は、被告の解約条項の全てを差し止め対象とはしていない。ただ、1年6か月も前の解約に20万円もの解約金を徴収することの不当性を問うているのである。

本件において、原告は、被告作成にかかる本件解約条項のうち消費者が挙式披露宴の実施が予定されている日からさかのぼって181日目に当たる日以前（具体的には、被告の予約開始日（甲4・2条1項）である挙式披露宴の実施が予定されている日からさかのぼって1年6か月目に当たる日）に本件挙式披露宴実施

契約を解約した場合でも、申込金全額（20万円）及び実費を解約金として支払わなければならないこととなる点について、消費者契約法9条1項1号に反して平均的損害を超える損害賠償額の予定を定めるものであると主張しているものである。

また、本件解約条項は、①民法703条及び545条1項、②民法651条2項及び民法648条の2第2項の基本理念と抵触し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する不当条項として、消費者契約法10条により無効である。

第2 披露宴予定日から1年6か月前の解約

本件では、披露宴予定日から1年6か月前の解約によって、申込金20万円の返還義務を被告が免れることが「平均的な損害」の観点から是認しうるのかが考察されるべきである。

本件訴訟は、結婚式場の解約事案の中でも、披露宴予定日から非常に遠い時期に解約された場合の解約料を特に取り上げて議論している。被告が現に使用している、挙式披露宴の実施が予定されている日からさかのぼって181日目に当たる日以前の解約料を20万円とする条項の具体的事案として、最も披露宴予定日から非常に遠い時期は、被告の予約受付開始時期（甲4・2条1項）が式披露宴の実施が予定されている日からさかのぼって1年6か月目であることから、披露宴予定日から1年6か月前の解約によって、申込金20万円の平均的損害が発生しうるのかを検討することになる。

最判令和4年12月12日民集76巻7号1696頁は、「法12条3項本文に基づく差止請求の制度は、消費者と事業者との間の取引における同種の紛争の発生又は拡散を未然に防止し、もって消費者の利益を擁護することを目的とするものであるところ、上記差止請求の訴訟において、信義則、条理等を考慮して規範的な観点から契約の条項の文言を補う限定解釈をした場合には、解釈について疑義の生ずる不明確な条項が有効なものとして引き続き使用され、かえって消費

者の利益を損なうおそれがあることに鑑みると、…限定解釈をすることは相当でない。」としており、一個の契約条項について限定解釈をすることは透明性に反し消費者の利益を損なうと判示しているから、一個の契約条項の中に不当と評価される条項部分が含まれる場合には、当該一個の契約条項全体が違法無効となる。本件では、披露宴予定日から1年6か月前の解約によって20万円もの平均的損害が生じることはないとなれば、被告が使用している181日以前の解約について20万円の解約料を定める本件解約料条項全体が、差し止められることになるものである。

第3 本件挙式披露宴実施契約の法的性質

本件挙式披露宴実施契約の法的性質は、準委任契約である。

仮に準委任契約ではない無名契約であるとしても、委任に関する民法規定は、他人の事務を処理する法律関係の通則であり、他人に信頼されてその者の事務を処理する地位にある者の関係には、委任に関する民法規定が類推適用される。

また、仮に準委任契約ではない無名契約であるとしても、本件挙式披露宴実施契約は、「結婚式の計画の策定」と「結婚式の実施のための手配」という二段階の履行過程を持っており、「結婚式の計画の策定」は準委任契約としての法的性質が強く、「結婚式の実施のための手配」は請負契約としての法的性質が強いものと考えられる。したがって、「披露宴当日より起算して1年6か月前」の時期においては、本件挙式披露宴実施契約は、いまだ計画策定の段階にあり、この時期における解約は、準委任契約の解約として把握されるべきものである。

よって、本件挙式披露宴実施契約の早期における解約（披露宴当日より起算して1年6か月前の時期の解約）については、委任に関する民法651条2項、648条の2第2項が適用ないし類推適用される。

準委任契約において、委任者たる消費者は、受任者たる被告との間の本件挙式披露宴実施契約を民法651条1項に基づき任意解除することができるが、委任

の任意解除をした委任者は、①受任者に不利な時期に委任を解除したとき、②委任者が受任者の利益をも目的とする委任を解除したとき（単に報酬の約束のある有償委任であるというだけでは足りない。）を除き、受任者に対し、任意解除により生じた損害を賠償する義務を負わない（民法651条2項）。

また、本件挙式披露宴実施契約は、委任事務の履行により得られる成果（挙式披露宴の実行）に対して報酬を支払うことを約した場合あると考えられるが（履行割合型ではなく成果報酬型である。）、成果が得られる前の委任事務の履行不能・中途終了のときは、受任者は、既に履行した委任事務の結果が可分でその部分によって委任者が利益を受けるときに限り、その利益の割合に応じて報酬を請求することができるにとどまる（民法648条の2第2項が準用する民法634条）のであり、本件では、このような委任者の割合的利益はないため、委任者は報酬支払義務を負わない。

以上のとおり、民法651条2項及び民法648条の2第2項によれば、「披露宴当日より起算して1年6か月前」の時期における本件挙式披露宴実施契約の解約にあたり、消費者は、被告に対し、損害賠償義務又は報酬支払義務を負わないと考えられる。したがって、本件では、消費者契約法9条1項1号にいう「平均的な損害」は算定されることはないというべきである。また、上記民法の規定に抵触して、消費者の義務を加重し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条により無効となる。

第4 平均的損害の算定方法

1 総論

本件では、契約の履行期よりも時期的にはるかに早期の解約がなされた場合の平均的損害の算定方法が問題となる。

消費者契約法9条1項1号は、問題となっている損害賠償額予定条項に定める損害額が平均的な損害を超えるものかどうかの判断にあたり、特に、「解除の

事由、時期等の区分」について考慮することを求めているから、本件で問題となっているような、「早期の解約である」という点は、必ず考慮しなければならない事由である。

消費者契約法9条1項1号の「平均的損害」概念は、単に民法上の「損害」概念を前提として「逸失利益の平均化」を求めるものではない。消費者と事業者との間で情報の質及び量並びに交渉力の格差が存することに着目すれば、履行期前の段階では、消費者が、事取引の対象である役務提供の内容を客観的に把握することが難しく、特に履行期までの期間が長期にわたる場合にあっては、消費者側に事情変更が生じ、役務の提供を受けることが困難となる状況も発生しうること等に鑑み、契約締結時においては長期にわたる履行期までの期間を見通した判断をするにつき十分とはいえない情報環境下におかれていた消費者が、役務内容の不透明さ、将来における事情変更の可能性にもかかわらず契約に拘束されて、必要性・有用性に欠ける役務の受領をしなければならなくなることを回避させるという趣旨を含んでいる。

このような消費者保護の要請は、契約締結後その履行期までが長期にわたる場合における、履行期よりもはるかに早期の解除の場合に、特に強く妥当するものである。

2 被告が従前主張していた「平均的損害」の算定方法について

- (1) 被告は、本件における平均的な損害の額は、「解除時の見積額の平均額×粗利率×（1－再販率）」という計算式で算定されると従前は主張していた。

しかし、このような算定方法は、本件での「披露宴当日より起算して1年6か月前」の時期の解約の場合における「平均的な損害」の算定方法としては妥当し得ない。

- (2) 「解除時の見積額」を基礎に損害額（逸失利益）を計算することに関しては、「披露宴当日より起算して1年6か月前」の時期においては、見積額は精密さを欠く浮動的なものであり、このような早期の時期に見積額を根拠とし

て逸失利益算定の基礎としようほどの履行利益を具体的に確保し得たとは評価しえない。何より、現に、被告は、「披露宴当日より起算して1年6か月前」の時期において、見積額を基礎に損害算定をせず、単に「お申込金全額及び実費」を損害としてみているものであり、その意味で、「解除時の見積額」が「平均的な損害」の算定資料であるという被告の従前の主張には、そもそも自己矛盾があったと言えよう。

- (3) 「粗利率」を基礎に損害額（逸失利益）を計算することに関しては、粗利の中には「販売費及び一般管理費」（いわゆる固定費）が含まれており、これは営業活動を行う上で必須のものであり、一人の消費者が締結した契約の解除との間に関連性が認められない損失、一人の消費者が解約したか否かにかかわらず生じる費用であって、「平均的な損害」に本来含まれるべきものではない点で、不相当である。

最判平成18年11月27日民集60巻9号3597頁も、「消費者契約法9条1号の規定により、違約金等条項は、「当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害」（以下「平均的な損害」という。）を超える部分が無効とされるところ、在学契約の解除に伴い大学に生ずべき平均的な損害は、一人の学生と大学との在学契約が解除されることによって当該大学に一般的、客観的に生ずると認められる損害をいうものと解するのが相当である。」と判示しており、「一人の消費者と事業者との契約が解除されることによって事業者に一般的、客観的に生ずると認められる損害」が「平均的な損害」であると判断しているから、この観点からすれば、粗利の中に含まれている「販売費及び一般管理費」（いわゆる固定費）は「平均的な損害」の算定の基礎とはなり得ないはずである。

- (4) 「再販率」については、特に解約の時期が履行期よりもはるかに早期である場合には、「平均的な損害」の算定の基礎とするべき合理性がない。すなわち、解約の時期が履行期よりもはるかに早期である場合、再販ができないの

は、「解約」に伴い、「解約」に由来して再販ができないのではなく、もともとの「商品」がそれほど効率よく販売できるものではなかったからに他ならない。販売されている商品自体の性質による本来的な「販売率」を、「再販率」と言い換えたとしても、それは、解除に伴う損害とは言えない。

消費者契約においては、不特定多数の消費者との間で画一的かつ大量に取引がなされる特徴があり、事業者においては、消費者からの解約がある程度定型的に一定の確率で発生する状況を踏まえて取引全体で発生するリスクを計算し、価格設定をするべきであるとともに、解約を受けた事業者は、その後も継続的に事業を営む中で市場において新たな取引機会を得る努力を怠ってはならない。

解約の時期が履行期よりもはるかに早期であり、契約時における商品・役務の内容や対価がいまだ流動的であったり、早期の契約締結後も履行期までに一定率の解約がなされることが定型的に予想される場合においては、客観的に高い蓋然性をもって履行利益の獲得が見込まれる時期に至るまで、事業者は当該履行利益を具体的に確保し得る地位にあるとは言えず、むしろ事業者において解約後に新たな取引機会獲得に向けた正常な努力が要求されることに鑑み、「再販率」を基礎とした逸失利益の算定は認められるべきではない。

東京地方裁判所平成17年9月9日判決・判例時報1948号96頁が、「仮にこの時点で予約が解除されたとしても、その後1年以上の間に新たな予約が入ることも十分期待し得る時期にあることも考え合わせると、その後新たな予約が入らないことにより、Yが結果的に当初の予定どおりに拳式等が行われたならば得られたであろう利益を喪失する可能性が絶無ではないとしても、そのような事態はこの時期に平均的なものとして想定し得るものとは認め難いから、当該利益の喪失は法9条1号にいう平均的な損害に当たるとは認められない。」と判示するのも、同様の趣旨であると考えられる。

3 被告による「ノウハウの対価」との主張

被告は、第6準備書面において、「被告以外の結婚式場でも使用することができる挙式披露宴に関するノウハウ等の提供の利益」が、本件における平均的な損害の額の算定根拠であるとの主張を新たにしている。

しかし、「披露宴当日より起算して1年6か月前」の時期において被告から消費者に提供される挙式披露宴に関する情報が、20万円もの価値を有するはずもなく、被告において、「披露宴当日より起算して1年6か月前」の時期に契約を解約した消費者に対して提供した挙式披露宴に関する情報提供についての損害額が常に20万円以上であることを、主張立証できないのであれば、消費者契約法9条にいう平均的損害にあらず、また、「事業者は給付を提供しなければ、前払いを受けた対価を消費者に返還しなければならない」という給付の対価的均衡に反して、消費者の有する不当利得返還請求権（民法703条、民法545条1項）を一方的に剥奪するものにほかならず、消費者契約法10条違反と評価されることになる。

第5 まとめ

本件解約料条項が適用されうる最も披露宴から遠い時期における解約である「披露宴当日より起算して1年6か月前」の時期の解約については、20万円の解約料が平均的な損害を超過していることは明白である。

この1年6か月前の時期の解約においては、被告において、そもそも「見積額」を損害金の計算根拠として採用されていない以上、被告が従前主張していたような、本件解約料条項における平均的な損害の額を「解除時の見積額の平均額×粗利率×（1－再販率）」の算式によって算出するということはいえないものである。

また、被告の主張する実質の希薄な「ノウハウ」の対価が、20万円もの金額に値することはありえない。

このような高額の解約料を徴収する本件解約料条項は、消費者契約法 9 条及び 10 条により、無効である。

よって、本件解約料条項の差止は、認容されるべきものである。

以 上